

合議体の構成について

合議体の担当事務	合議体を構成する委員
税等に係る審査請求事件	谷 口 勢津夫
	西 上 治
	濱 和 哲
生活保護・児童福祉等に係る審査請求事件	海 道 俊 明
	針 原 祥 次
	福 島 豪
生活保護等に係る審査請求事件	重 本 達 哉
	野 呂 充
	船 戸 貴美子

(五十音順)

(※)この表は、合議体を構成する委員の基本的な分担を示したものであり、審査庁(知事)から審査会に諮問されたときに、大阪府行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、会長が当該委員を指名します。